

内務省筑後川改修工事労働争議

一、名 稱 内務省直管筑後川改修工事

二、争議發生の場所 福岡縣三井郡大城村

三、労働者数 一五六名

四、争議参加人員 全員

五、争議發生年月日 昭和七年十月九日

六、争議發生の原因

三井郡大城村工事場内一部作業場の工事は本月八日終了し同作業場就業者六四名解雇の餘儀なきに至りたる爲、同日作業所側に於ては右作業場就業者のみの解雇を避け全工事場より選定するの方針を以て、大城村長（臨時に職業紹介事務を収め）に對し十日より全工事場を廻して六四名減員する旨通告を發したのて、大城村長は即日村内直長及金島、善導寺兩村關係者を村役場に招き就業員に比例して各村の減員数を決

定し其の旨労働者側に通知したるところ、労働者側ではこれが對策協談の結果旬日職には稻作取入の農繁期となり自然出役者減少するを以て其の時期迄の減員に對して反對することとなり九日午後七時より全員罷業を執行するに至つたのである。

七、争議の經過

労働者側に於ては九日午前九時大城村工事事務局に寄り

従來の二人枠「トロ」を三人とし職員を殘業作業場に使替し

解雇撤去方、

を陳情したるに對し、事務局主任は

労働者側との直接交渉を避けたのて労働者側は翌十日朝全員

集合の上大城村長を訪問し同村長を藉して左の要求をなした

のである。

○要求事項